

豊技大総総第 122-143 号
令和 2 年 7 月 6 日

豊橋技術科学大学同窓会 殿

国立大学法人豊橋技術科学大学長
寺 嶋 一 彦



寄附金の受入れについて（礼状）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学の教育研究活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、豊橋技術科学大学基金へのご寄附をいただき、誠にありがとうございます。当該寄附金は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている学生の支援のために有効に活用させていただくとともに、貴会のお名前をご芳名帳に記載し末永く保存させていただきます。また、併せて、ネームプレートを作製し、本学学生交流会館に掲示させていただきます。

なお、当該寄附金の領収書とともに、感謝の意を表するため、感謝状を同封させていただきますので、お納めくださいますようお願い申し上げます。

今後とも、学生支援の一層の充実にご協力ご厚情賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会のご健勝とご発展を祈念いたします。

謹 白

（連絡先）

〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学基金室

Tel 0532-81-5186

E-mail kikin@office.tut.ac.jp

<https://www.tut.ac.jp/kikin/>

寄 附 金 領 収 書

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1 豊橋技術科学大学内

豊橋技術科学大学同窓会 御中

寄附金額 20,000,000 円

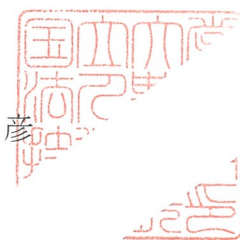
上記のとおり寄附金を受領しました。

2020年7月2日

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学

学 長 寺 嶋 一 彦



※上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

注）1．この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

2．上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

3．個人の場合は寄附金額（寄附金の合計額が総所得金額等の40%を上回る場合は、総所得金額等の40%）から2千円を差引いた額が所得控除額となり、法人の場合は、全額損金算入が可能です。

※この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体にお住まいの方（寄附金を支払った翌年1月1日現在）は、お住まいの市区町村（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署）へ申告することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

注）1．所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除、双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本領収書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出して下さい。

2．所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、お住まいの市区町村（寄附金を支払った翌年1月1日現在）で指定されている寄附金税額控除のための申告書に、必要事項を記入の上申告して下さい。

感 謝 状

豊橋技術科学大学同窓会 殿

貴会は豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症対策緊急募金に対する深いご理解のもと多大なご寄附をなされました

よってこの度のご厚意に対し本状を送り深甚なる感謝の意を表します

令和2年7月6日

国立大学法人豊橋技術科学大学長

寺 嶋 一 彦

